

件名	25 陳情第3号 「議員の紹介」の解明を求める件
<p>第1 陳情の趣旨 次のことについて、明らかにすることを求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方自治法第124条の「議員の紹介」は、行政庁としての議員の職務権限であるか。 2 地方自治法第124条の「議員の紹介」は、請願者の権利に対応する議員の義務であるか。 3 請願者からの「議員の紹介」の依頼は、瑞穂町行政手続条例第2条1項5号の「申請」に該当するか。 4 議長職務権限は、瑞穂町行政手続条例第2条1項1号の「行政庁」としてのものか。 5 瑞穂町議会会議規則第92条（陳情書の処理）の「適合する」か否かの決定は、議長の職務権限として、瑞穂町行政手続条例第2条1項3号の「処分」（条例等に基づく行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう）に該当するか。 <p>第2 陳情の原因</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 瑞穂町議会会議規則第92条（陳情書の処理）に、「陳情書又はこれに類するもので議長が必要があると認めるものは、請願書の例により処理するものとする」と規定されている。 2 瑞穂町行政手続条例第2条1項3号の「処分」の意味は、「条例等に基づく行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう」と規定されている。 3 地方自治法第124条には、「普通地方公共団体の議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。」と規定されるとおり「議員の紹介により」という文言がある。 <p>第3 陳情の理由</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 瑞穂町議会会議規則第92条で規定されるとおり「陳情」は、「議員の紹介」がない場合でも事実上の「紹介議員のない請願」として「配布」と同時に委員会に「付託」されるべき（同規則89条）ものである。 2 しかし、「請願は法的根拠があるが、陳情は法的根拠がない」などの理由で「参考配布」とされ、議員に配布はされるが議題にはされない場合や、「議長預かり」として配布すらされないという、「切捨御免」的な無権利状態に置かれている。 3 その原因は、「議員の紹介」の解釈において、「紹介」依頼を権利として認めず、議員特権としての解釈にあり、「議員が立法権だけでなく、行政庁としての職務権限を有するか否か」の議論がないところに問題がある。 4 請願の受理、不受理が議長の職務権限であるのと同様に、議員に対する請願の「紹介」依頼は、行政手続法ないし行政手続条例における「申請」にあたりと考えられ、これに対する議員の「諾否」は、行政庁でもある議員の職務権限であり、公権力の行使にあたりと考えられ、処分性を有すると考えられる。 5 陳情書の提出は「申請」に該当し、その「内容が請願に適合する」か否かの決定は、行政庁である議長の「処分」であり、行政事件訴訟法の適用対象と考えられる。 	